

## **実特法に基づく居住地国等の届出（CRS）**

私の居住地国（納税地国）は、日本のみであることを届出します。

また、税務上の居住地国（納税地国）が変更になった場合には、3ヶ月以内に再度届出します。

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律（実特法）」等の規定により、新たに口座開設等を行うお客さまは、居住地国（納税地国）の届出が必要となります。

また、金融機関においては、お客さまより届出頂いた口座情報等の確認・記録の作成・保存し、その内容を国税庁に報告が義務付けられています。

このため、お客さまが税務上の居住地国（納税地国）が日本国以外または居住地国を有さない場合、本バンキングアプリから口座開設のお申込みをいただくことはできません。

以上